別記３ （総所得金額の算定方法）

　総所得金額とは、総収入金額から（１）必要経費、（２）特別控除額を差し引いた金額とし、総収入金額とは以下の金額をいう。

　ア.　申請者の属する世帯の金銭、物品などの合計金額をいう。ただし、申請者本人の受給している　　貸与奨学金及び親の扶養になっている申請者本人のアルバイト収入については総収入金額に算入　　　しない。

　イ. 独立生計者と認定された者については、本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の金銭(貸　　 与奨学金は除く）、物品などの合計金額をいう。本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）が 父母等から金銭、物品などの給付を受けている場合はその金額も合算する

 ウ. 私費外国人留学生(外国政府派遣留学生を除く)に係る家計の判定については、原則として、　　 その者の属する世帯の金銭、物品などの合計金額で判定することとするが、これにより難い　　 と認められる場合は、独立生計者と見なし、本国からの送金又はその他の援助がある場合は、そ　　 の金額も合算する。

　エ. １年間の総収入金額は、申請前年１月から１２月までの収入金額を基礎として算定し、本人　　 が受給している返還義務のない奨学金等については、申請の前年度１年間に実際に受けた額 　　とする。

　　なお、総所得の算定の際、本人等の収入が当該年度において皆無であることが明らかな場合は、前　　年において収入がある場合であっても、総所得金額に算入しないことができる。

（１）必要経費

　　　必要経費の控除は、次の所得の種類別により扱うこと。

　　　① 給与所得

 　 俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷　　　　 病手当金等を含む。）の収入金額については、次の計算式によって得られた金額を控除する。

　　　　　・収入金額が１０４万円以下のものは収入金額と同額とする。

　 　 ・収入金額が１０４万円を超え２００万円までのもの

 収入金額×０．２＋８３万円

 　 ・収入金額が２００万円を超え６５３万円までのもの

 収入金額×０．３＋６２万円

 　 ・収入金額が６５３万円を超えるもの

 　 ２５８万円

　　　　　（注）１　給与所得者が２人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

　　　　　 ２　同一人で２以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算　　　　　　　　　したあと総所得金額を算定する。

　　　② 商業、工業、林業、水産業所得

 年売上高から、必要経費として、売上金原価と営業経費などを控除する。

　 なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分　　　　（たな卸資産）は含まない。

 また、営業経費とは、雇入費、原価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るための必　　　　要経費をいう。

　　　③ 農業所得

　　　 　総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等（過去１年　間の収入を得るために実際に消費したもの）の購入費を控除する。

　　　　 なお、総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額（粗収入）のほか養蚕、牧畜、養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額（粗収入）に加算すること。

　　　　 また、家計仕向け分（自家消費）も販売価格で換算して含めるものとする。

　　　④ その他の職業による所得及び雑所得

 給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士、大工、左官等）によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人等からの援助等の収入の場合、それぞれの収入を得るための必要経費を要したときは、収入金額からその必要経費を控除する。

　　　⑤ 臨時的な所得

 公租公課等の経費を控除する。

 なお、臨時的な所得とは、退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得をいい、概ね当該授業料免除実施前６月間における収入とする。

（２）特別控除額

 母子又は父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  特別の事情 |  特　別　控　除　額 |
| Ａ世帯を対象とする控除 | ①母子または父子世帯であること。 |  　 　　 　 　　　 ９９０，０００円 |
| ②就学者のいる世帯 であること。 | 小学校児童１人につき 　　　　　 　　 　　３１０，０００円中学校及び中等教育学校の ４６０，０００円前期課程生徒１人につき 　　　　 　　　　　 |
| 国・公立高等学校及び中等教育学校の後期 |  | 自宅通学 　 ３９０，０００円自宅外通学 　 ６９０，０００円 |
|  |
| 課程生徒１人につき |
| 私立高等学校及び中等教育学校の後期課程 |  | 自宅通学　　 ８８０，０００円自宅外通学　 １，１８０ ０００円 |
|  |
| 生徒１人につき |
| 国・公立高等専門学校学生(１～３年次）１人につき |  | 自宅通学　 　　 ３９０，０００円自宅外通学 　 　 ６９０，０００円 |
|  |
|  |
| 国・公立高等専門学校学生(４・５年次）１人につき |  | 自宅通学　 　 ４３０，０００円自宅外通学　 　 ７２０，０００円 |
|  |
|  |
| 私立高等専門学校学生(１～３年次)１人につき |  | 自宅通学 　 　 ８８０，０００円自宅外通学 １，１８０，０００円 |
|  |
|  |
| 私立高等専門学校学生 (４．５年次)１人につき |  | 自宅通学 　　 ８７０，０００円自宅外通学 　１，１６０，０００円 |
|  |
|  |
| 国・公立大学学生１人につき |  | 自宅通学　 　　　 ７４０，０００円自宅外通学　 １,２１０，０００円 |
|  |
|   |
| 私立大学学生１人につき |  | 自宅通学 １, ３３０，０００円自宅外通学　 １ ,８００，０００円 |
|  |
|  |
|  国・公立専修学校高等課程生徒１人につき |  | 自宅通学　　　　　３９０，０００円自宅外通学 　　　 ６９０，０００円 |
|  |
|   |
| 私立専修学校高等課程生徒１人につき |  | 自宅通学 ８８０，０００円自宅外通学 １，１８０，０００円 |
|  |
|  |
| 国・公立専修学校専門生徒１人につき |  | 自宅通学 ３６０，０００円自宅外通学 ８１０，０００円 |
|  |
|  |
| 私立専修学校専門課程生徒１人につき |  | 自宅通学 １，０２０，０００円自宅外通学 １，４７０，０００円 |
|  |
| ③障害者、要介護者のいる世帯であること。 |  障害者１人につき 　　 　　９９０，０００円 要介護３以上を受けている者１人につき 　　　　　　９９０，０００円 |
| ④長期療養者のいる世帯であること。 | 上記以外の長期療養者は療養のため経済的に特別な支出をしている金額 |
| ⑤主たる家計支持者が仕事の転勤あるいは家族の介護等のため、別居している世帯であること。 | 別居のための特別に支出している金額。ただし、710,000円を限度とする。 |
| ⑥火災，風水害，盗難等の被害を受けた世帯であること。 | 日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。 |
| ⑦父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること。 | 父母以外の者の所得者１人につき、380,000円。なお、その所得が380,000円未満の場合はその所得額。ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。 |
| Ｂ本人を対象とする控除 | 独立生計者は自宅通学とすること。 | 自宅通学　　　　　　　　　　　　　　 ２３０，０００円千原寮・国際交流会館通学　 ５００，０００円自宅外通学 　　　　　　　　　　　　　７００，０００円 |
|

 備考１　Ａ欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除は、就学者の中に出願者本人分は含め ない。

 ２　Ａ欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除（国立学校に係るもの）は、当該就学者が全額授業料免除を受けている場合はＢ欄の「本人を対象とする控除」と同額とし、半額授業料免除を受けている場合はＢ欄の金額と授業料納入金額との合計額がＡ欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を超えない範囲内で授業料納入金額を加算することができる。

 ３　就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種によりＡ欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を適用すること。

 ４　Ａ欄の控除については、該当する特別の事情が２以上ある場合には、それらの特別控除額をあわせて控除することができる。

 （留意事項）　就学者（国立学校に係る者）の授業料免除状況の確認は、授業料免除申請書に記入欄を設ける等適宜の方法によること。